

八千代市長期継続契約に係る事務取扱要領

制 定 平成18年2月22日

最終改正 令和8年1月14日

(趣旨)

第1条 この要領は、長期継続契約に係る事務の取扱いに關し、別に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(条例に規定する契約の例示)

第2条 八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年八千代市条例第28号。）第2条に規定する契約を例示すると、おおむね次のとおりである。

(1) 第1号関係

電子計算機、複写機、印刷機、自動車その他の物品の賃貸借契約（物品の保守が含まれる賃貸借契約を含む。）

(2) 第2号関係

前号の契約に係る物品の賃貸借契約に伴う物品保守委託契約

(3) 第3号関係

施設清掃業務委託契約、人的警備業務委託契約、機械警備業務委託契約、受付案内業務委託契約、電話交換業務委託契約、施設管理業務委託契約、設備（エレベーター、自家用電気工作物等）管理業務委託契約

(4) 第4号関係

廃棄物（塵芥、し尿等）収集運搬業務委託契約、廃棄物の分別業務委託契約、資源物等の収集運搬業務委託契約

(5) 第5号関係

指定ごみ袋管理配達業務委託契約

(6) 第6号関係

バス車両運行管理業務委託契約

(7) 第7号関係

保管自転車返還業務委託契約、駅前自転車整理・移動業務委託契約

(8) 第8号関係

情報システムの運用管理業務委託契約、クラウド・コンピューティング・

サービス（ASPサービス、SaaS、PaaS、IaaS等）の利用契約、ソフトウェアの使用許諾（ライセンス）契約、情報データ提供業務委託契約、データ入力・処理業務委託契約

（契約期間）

第3条 長期継続契約の契約期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えないものとする。

- (1) 条例第2条第1号及び第2号に掲げる契約 5年（ただし、条例第2条第1号に係る物品について、耐用年数、商慣習その他により契約期間が5年を超えることが適當と認められる場合は、当該5年を超える期間とすることができる。）
- (2) 条例第2条第3号から第8号に掲げる契約 3年（ただし、契約期間が3年を超えることが適當と認められる場合は、当該3年を超える期間とすることができる。）

（例規その他の適用）

第4条 長期継続契約に係る契約区分、事務決裁その他の例規等の適用については、全期間の総額によるものとする。

（留意事項）

第5条 長期継続契約に係る事務に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 入札公告又は指名通知

入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）を行うに当たっては、入札公告等又はその関係書類に契約の全期間を記載するとともに、長期継続契約であることを明記する。

- (2) 入札（見積）金額

原則として月額とする。（単価契約の場合は単価とする。）

- (3) 契約書

ア 契約書作成の要否

八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号。以下「財務規則」という。）第145条第1項第1号の規定にかかわらず、全て契約書を作成する。

イ 契約期間

契約期間には契約の全期間を記載するとともに、長期継続契約であることを明記する。

ウ 契約金額

契約金額は、原則として月額で表記する。（単価契約の場合は単価を記載する。）

エ 予算の減額又は削除による契約解除

長期継続契約の契約書には、「翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、当該契約を変更又は解除することができる」旨を規定しなければならない。

(4) 入札保証金、契約保証金

長期継続契約に係る入札保証金又は契約保証金に関する財務規則第130条第1項又は第146条第1項の適用については、次のとおり取り扱う。

種 別	月 額 の 場 合	年 額 の 場 合	単 価 の 場 合
入札保証金	入札金額に月数を乗じて得た額の5分	入札金額に年数を乗じて得た額の5分	入札金額に予定数量を乗じて得た額の5分
契約保証金	契約金額に月数を乗じて得た額の1割	契約金額に年数を乗じて得た額の1割	契約金額に予定数量を乗じて得た額の1割

附 則

1 この要領は、平成18年2月22日に施行し、平成18年度予算に係る契約から適用する。

2 平成18年度が物品のリース契約等の2年度目以降となる契約についても長期継続契約とみなして、この要領を適用する。

附 則

この要領は、平成21年2月4日に施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月29日に施行し、平成22年度予算に係る契約

から適用する。

附 則

この要領は、平成25年1月31日に施行し、平成25年度予算に係る契約から適用する。

附 則

この要領は、令和7年9月30日に施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月14日に施行し、令和8年度予算に係る契約から適用する。